

様式第四号（第十三条、第二十三条及び第三十一条関係）

毎年4月1日から3月31日の1年間にPCB含有機器を処分された又は使用を止めた事業者の方は、この様式に記入をして提出してください。

(表面)

\*次年度の保管状況等届出書は、必ず提出してください。

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

岐阜市長 殿

○○○○年○○月○○日

- 会社名と代表者名を記入
- 印は不要

→届出者

提出日を記入

住所 岐阜市神田町○丁目×番地  
氏名 岐阜○○工業(株) 代表取締役 □□ □□  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 058-262-1483

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	岐阜○○工業(株) 岐阜工場	P C B 廃棄物保管場所の住所			
事業場の所在地	岐阜市今沢町○丁目×番地				
連絡担当者	○○ ○○		電話番号	058-265-4141	

(保管の場所／所在の場所)	上記と同じ
---------------	-------

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

保管状況等届出書で報告の機器を処分した場合に記入してください。  
契約締結日の分かる書類の写しを添付してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
25-2	コンデンサー (3kg以上)	30KVA	東芝	BRTR-A6JI R	S51.3	不明	3台	75kg	低濃度	○○.○.○	(株)○○環境	

処分委託の契約締結日 (業規格 A列4番)  
を記入してください。

該当する機器がない場合は、「該当なし」と記入してください。

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

(裏面)

使用中の PCB 含有機器で、使用を止めて保管となった機器について記入してください。  
該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
27-2	蛍光灯用安定器	40W	東芝	不明	S44.8	42FBC5	30個	60kg	○○.○	使用を止めた年月を記入してください。

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

使用中の PCB 含有機器で、使用を止めて処分を行った機器について記入してください。該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
28-1	変圧器(トランス)	50KVA	(株)明電舎	NITAX	S45.8	不明	1台	350kg	○○.○	中間貯蔵・環境安全事業(株)	使用を止め、処分を行った年月を記入してください。

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から 20 日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3. に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。